

公安委員会個人情報管理規則をここに公布する。

公安委員会個人情報管理規則

(目的)

第1条 この規則は、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」と総称する。）が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「保有個人情報」とは、法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

2 この規則において「公文書」とは、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

(総括個人情報管理者)

第3条 公安委員会に、総括個人情報管理者を置き、北海道警察本部総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。

(2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報管理者は、この規則による保有個人情報の管理の状況について監査し、及び個人情報管理担当者から報告を求めることができる。

(個人情報管理担当者)

第4条 公安委員会に、個人情報管理担当者を置き、総括個人情報管理者が指名する者をもって充てる。

2 個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者の命を受け、この規則による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

(正確性の確保)

第5条 公安委員会の事務を行う職員（以下「職員」という。）は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の実事と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするよう努めるものとする。

(取扱いの制限)

第6条 総括個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄及び削除)

第7条 総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている公文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第8条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちにその旨を個人情報管理担当者に報告するものとする。

2 個人情報管理担当者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を総括個人情報管理者及び公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報管理担当者は、第1項の規定により報告を受けた漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を総括個人情報管理者及び公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、個人情報管理担当者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の規定による調査の結果に基づき保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報管理者及び公安委員会に報告するものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、北海道警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。